

『新たな経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）』

令和3年10月21日
第46回新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料
財政局

令和3年10月8日(金)閣議 内閣総理大臣発言要旨より抜粋

○ワクチン接種、治療薬の普及とともに、医療提供体制を確保しつつ、来年春までを視野に、人流抑制等の影響を受けた方々への経済支援を実施する必要があります。

○新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、新たな経済対策を策定する。

経済対策の柱

第一 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

- ・病床・医療人材など医療提供体制の確保
- ・人流抑制等の新型コロナの影響を受けた方々の事業や生活・暮らしへの支援

第二 「ワイスコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底

- ・電子的ワクチン接種証明等を活用して安全確保しながら社会経済活動の再開を図る
- ・ワクチン、治療薬の国内開発を含め、変異株を含む新たなリスクに対し万全の備えを講じる

第三 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

- ・「科学技術立国」「地方活性化」「経済安全保障」「子供・子育て、人への投資、働き方改革等」の四分野に予算・税制を重点化

第四 国民の安全・安心の確保

- ・防災・減災、国土強靭化を機動的・弹力的に推進

○来るべき総選挙後、速やかに経済対策を決定して補正予算を提出する。